

受講生の皆様／新規申込検討中の皆様へ

教員免許状更新講習制度廃止の報道について

2021年7月11日
星槎大学 教員免許状更新講習センター

2021年7月10日(土)21時ごろより各機関において「教員免許状更新講習制度の廃止」に関する報道がなされております。

この報道は、7月5日第3回中央教育審議会教員免許更新制小委員会の審議を受け、関係者への取材でわかったことだと報道されており、「今夏にも廃止案を中央教育審議会に示し、来年の通常国会で廃止に必要な法改正を目指す」とのことです。目指している来年の通常国会の開会期間は「2022年1月から6月」となりますので、一般的に法改正がなされた場合でも、改正法の施行は最短で2023年4月1日からになります(混乱を避けるための周知、移行期間を考えると最短2024年度とも考えられます)。

現段階においては文部科学省または各都道府県教育委員会から本学を含む各開設機関に対し、本件に関する正式な内容は通達されておきませんが、報道内容に準じた場合においても「1, 廃止を含めた改正法案の国会提出予定時期は2022年になること」「2, 具体的な改正法案の施行(制度廃止)の時期は現時点で不明確であること」「3, 先述の通り、最短でも2023年4月1日からの施行が予測されること」、これら3つの観点から 2021度は確実に現行法に則った対応となり、また2022年度までは同様の対応となる可能性が極めて高いことをご留意ください。(少なくとも改正法案の施行までは現行法による対応となります)

そのため今報道をきっかけに現在行っている受講申込のキャンセルや新規申込の自粛を選択された場合、現行法が適用され職務継続などに影響を及ぼす可能性が否定できませんので、現在受講対象となる方におかれましては、継続した受講／申し込みをされますことを奨励するとともに、キャンセルにあたっては何卒慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

本学としましては現行法に即し、これまで通り「日本の先生を応援する」というコンセプトのもとに、更に皆様を応援できる新しい講習も展開して進めていきますので、多くの先生方の受講をお待ちしています。またこれから新規の申込を希望される方におかれましては文末に「1day講習」の募集に関する情報も掲載しておりますので、併せてご参照ください。

なお制度存廃の詳細(改正法案の内容、国会への法案提出時期、代わって制定される研修類など)に関するお問い合わせについては、報道による情報以上の内容を掌握しておらず回答いたしかねますので、恐れ入りますが直接文部科学省宛(文末掲載)にお問い合わせくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。(本学でも追加情報がわかり次第、ホームページまたは外部サイトのコラム形式で情報提供を行う予定です)

【文部科学省 問い合わせ先】

文部科学省 総合教育政策局教育人材政策課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号

電話番号:03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/

◆まだみんな知らない。1-Day 講習申込始まっています。

<https://teachers.seisa.ac.jp/join/oneday/>

◆教員免許状更新講習に関するコラム始まります。

更新講習創設時から本制度に関わってきたスタッフによる、今後の制度の在り方含め考えていくコラムです。必見!近日公開。今何が起きているかよくわかります。